

転出される町民の方へ

当町に在住中は、本町発展のためご苦劳いただき、誠にありがとうございました。
つきましては、新しい住所地にお着きになりましたら、下記の事項に注意し転入手続きをしてください。

記

1. 新住所地の市区町村役場へ移転をした日から14日以内に、この「転出証明書」をつけて転入届をしてください。
2. 正当な理由なく、14日以内に「転入届」を行わない場合は、過料に処される場合もあります。
3. この転出証明書に記載してある転入地を変更して、別な住所に転入する場合でも、変更した市区町村役場にこの証明書を提出してください。
4. 転入届には、次のものがが必要です。
 - ㊦転出証明書
 - ㊧印鑑(印鑑登録する方のみ)
 - ㊨国民年金手帳(国民年金加入者のみ)
 - ㊩国民健康保険に加入しなければならない方は、その旨を申し出てください。
 - ㊪個人番号カード又は住民基本台帳カード(交付を受けている方のみ)

個人番号カード交付申請について

1. 交付申請済みの場合
いったん交付申請は取り消されるため、転入後に再度転入先で交付申請をする必要があります。転入届を提出する際に、窓口で手続きをお願いいたします。
2. 申請していない場合
通知カードとともに送付された個人番号カード交付申請書は使用できません。転入先から発行される交付申請書を使用して申請してください。

注意 転出証明書には、『住民票コード』と『個人番号』が記入されています。
再発行は簡単にはできませんので、紛失しないようご注意ください。

